

佐賀大学留学生センター長及び副センター長選考規程

(平成17年4月12日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)第33条第3項及び佐賀大学留学生センター規則(平成16年4月1日制定)第7条の規定に基づき、佐賀大学留学生センター(以下「センター」という。)におけるセンター長及び副センター長の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第2条 センター長及び副センター長の選考は、佐賀大学留学生センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)の議に基づき、学長が行う。

(センター長候補者の選定)

第3条 運営委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合にセンター長候補者を選定する。

- (1) センター長の任期が満了するとき。
- (2) センター長が辞任を申し出たとき。
- (3) センター長が欠員となったとき。

2 センター長候補者の選定は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の1月前までに、第2号及び第3号に該当する場合は、その事由が生じたときから原則として1月以内に行う。

3 運営委員会は、センター長候補者を選考する必要があるときは、各学部長及びセンター長に適任者の推薦を依頼する。

4 各学部長及びセンター長は、適任者を選出の上、書面により運営委員会に推薦する。適任者がいない場合は、その旨運営委員会に通知する。

5 運営委員会は、前項により推薦された者のうちからセンター長候補者を選定する。

6 センター長候補者の選定は、運営委員会出席者の単記無記名投票により行い、有効投票の過半数の得票を得た者をセンター長候補者とする。過半数を得た者がいない場合は、上位得票者2人(得票同数者がある場合は、2人を超えてもこれに加える。)について再投票を行い、得票多数の者をセンター長候補者とする。ただし、再投票の得票多数の者が同数の場合は、1回目の得票上位の者を、1回目の得票も同数の場合は、年長の者をセンター長候補者とする。

(副センター長候補者の選定)

第4条 運営委員会は、副センター長候補者を選定する必要がある場合は、センター長に適任者の推薦を依頼する。

2 副センター長候補者の選定は、センター長候補者の選定に準ずる。

(選考経過の報告)

第5条 センター長は、運営委員会においてセンター長候補者又は副センター長候補者を選定したときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、センター長及び副センター長の選考に関し、疑義が生じたときは、運営委員会が処理する。

附 則

- 1 この規程は，平成17年4月12日から施行する。
- 2 この規程施行の際，現にセンター長及び副センター長に任命されている者は，この規程により選考されたものとみなす。